

別紙3  
規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	合同会社等の社員権の取得勧誘規制の見直し	
担当部署	金融庁企画市場局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線2639) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年6月22日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的・必要性】</b>  近年、事業実態が不透明な合同会社が、その業務を必ずしも把握していない多数の従業員(使用人)を通じて、多数の投資者に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられており、また、証券取引等監視委員会の調査の過程においても、そのような不適切な投資勧誘が認められている。  現行制度では、特定の場合を除き、持分会社である合同会社等の従業員(使用人)による社員権の取得勧誘は金商業に該当しないため、投資者被害の懸念がある事案への対応を行うことができない状況となっている。  このような問題に対しては、適切な措置を講じ、必要な投資者保護を図る必要がある。</p> <p><b>【内容】</b>  開示規制対象外の社員権に関し、合同会社等の従業員(使用人)による取得勧誘について、金商業登録を必要とする。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第3項第2号、第3号	
想定される代替案	合同会社等の社員権の取得勧誘について、業務執行社員による取得勧誘を含め、一律に、金商業登録を必要とする。	
直接的な費用	<p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>(遵守費用) 合同会社等(合同会社:新設数約3万3000件、合資会社:新設数約40件、合名会社:新設数約30件 [数字はいずれも2020年])のうち、従業員(使用人)による取得勧誘を行う者において、金商業登録申請に係る事務費用や規制に係る費用が発生する。</p> <p>(行政費用) 登録を行った合同会社等に対する検査・監督等の行政費用が発生する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案の場合</b></p> <p>合同会社等が社員権の取得勧誘を行う場合には、一律に、金商業登録又は社員権取得勧誘業務の金商業者への委託が必要となり、本案と比較して遵守費用が増加する。</p> <p>本案と比較して、金商業登録の対象となる事業者数が増加することが見込まれるため、行政費用が増加する。</p>
直接的な効果(便益)	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>本改正により、合同会社等の従業員(使用人)による社員権の取得勧誘が金商業に該当することとなる。これにより、顧客に説明したとおりの事業が実施されていない疑いがある場合や、適合性の観点で不適切な投資勧誘が行われている場合、当局により調査を行い、裁判所への停止命令等の申立てを行うことが可能となるなど、投資者被害の懸念がある事案に対応することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案の場合</b></p> <p>本案と比較して、金商業登録が必要となる範囲が広いため、より広く投資者被害の懸念がある事案に対応することができるという便益が発生する。</p>
副次的な影響及び波及的な影響	<p style="text-align: center;"><b>副次的な影響等</b></p> <p>本改正によって必要な投資者保護が図られることにより、国民が安心して投資に参加することが可能となり、ひいては、国民の安定的な資産形成に資することが期待できる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案の場合</b></p> <p>本案と同様の副次的な影響が発生する。</p>
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	<p>①費用と便益の関係の分析  合同会社等の従業員による取得勧誘について、金商業登録が必要な範囲を拡充することにより、投資者保護が図られるという本案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>②代替案の比較  代替案の場合、従業員(使用人)を雇用せず、業務執行社員による取得勧誘のみを行う合同会社等においても遵守費用が発生するところ、証券取引等監視委員会の建議においても、業務執行社員による取得勧誘については指摘されていないため、上記遵守費用は過大となると考えられる。  以上のことから、本案は妥当であると考えられる。</p>	
その他関連事項		
事後評価の実施時期等	改正後の「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後5年以内に事後評価を実施する。	
備考		